



島根県報

令和4年5月31日（火）

第 315 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬 事 衛 生 課) 2

【告 示】

特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式 (環境生活総務課) 2

不当な取引行為の指定の一部改正 (") 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 4

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 5

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障 が い 福 祉 課) 6

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 6

障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (") 6

障害福祉サービス事業の廃止の届出

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (森 林 整 備 課) 7

【公 告】

公共測量の中止 (技 術 管 理 課) 8

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第62号）

1 規則の概要

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、動物愛護管理員が行う動物の愛護及び管理に関する事務に犬又は猫の所有者に対する必要な指導及び助言等を追加することとした。（第13条関係）

2 施行期日

令和4年6月1日から施行することとした。

規 則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第62号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 法第39条の9の規定による指導及び助言

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第21条の10第3項の規定による死亡等の届出

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

告 示

島根県告示第427号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第7項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、令和4年6月1日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による身分証明書の様式（令和4年島根県告示第142号）は、令和4年5月31日限り廃止する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

(第 1 面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>島根県知事 印</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>
---	--

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

島根県告示第428号

不当な取引行為の指定（平成17年島根県告示第1022号）の一部を次のように改正し、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第4項第1号中「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を「預託等取引に関する法律」に、「第8条第1項」を

「第7条第1項」に改める。

島根県告示第429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 ひまわり福祉会	出雲市神西沖町2479番地6	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ひだまり	出雲市神西沖町2452-1	令和4年1月1日
		認知症対応型通所介護	みのるデイサービスセンター	出雲市神西沖町2512-1	
		介護予防認知症対応型通所介護			
医療法人 石見 クリニック	益田市駅前町7番1号	訪問リハビリテーション	石見クリニック	益田市駅前町7番1号	令和4年2月1日
		介護予防訪問リハビリテーション			
サインポスト合同会社	松江市東出雲町意宇東一丁目6番地3	訪問介護	ヘルパーステーション くるみ	安来市飯島町1205番地1	令和4年3月1日
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829-1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム かも	安来市安来町641番地1	令和4年4月1日
		介護予防認知症対応型共同生活介護			
有限会社 ケア ステーション神有	大田市久利町行恒346番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 木いちご	大田市久利町行恒346番地1	令和4年4月1日
		介護予防認知症対応型共同生活介護			
社会福祉法人 ことぶき福祉会	出雲市古志町345-1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 笑庵ことぶき	出雲市古志町344	令和4年5月1日

島根県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		

さくら薬局株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目1番1号	居宅療養管理指導	調剤薬局ケイ	さくら薬局 安来赤江店	安来市赤江町 1447-1	令和3年
		介護予防居宅療養 管理指導				12月1日
公益社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番地 2	介護予防支援	益田市東部・ 中部地域包括 支援センター	益田市東部地 域包括支援セ ンター	益田市遠田町 1917番地2	令和4年 4月1日

島根県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐 330番3	認知症対応型共同 生活介護	グループホーム なごみ	安来市広瀬町 広瀬1911-1	安来市広瀬町 広瀬117番地 3	令和3年 4月21日
		介護予防認知症対 応型共同生活介護				
株式会社 S Kカンパニー	浜田市治和町ハ49番地 2	訪問看護	ナースステーショ ン いろは	浜田市治和町 ロ154-1	浜田市治和町 ハ49番地2	令和3年 8月1日
		介護予防訪問看護				
株式会社MA SA商事	浜田市田町1466-1	訪問看護	なのはな訪問看護 ステーション	浜田市原井町 908-28	浜田市田町 1466-1	令和4年 2月1日
		介護予防訪問看護				

島根県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社 コ ユー	大田市久手町刺鹿1831 番地	通所介護	デイサービス こうぜ	クローバー ナイン	大田市長久 町長久口426	大田市久手 町刺鹿1902	令和4年 1月24日
		第一号通所事 業	んじ		-27	-3	

島根県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
富永 一道	邑智郡邑南町出羽435	居宅療養管理指導	富永歯科医院	邑智郡邑南町山田 97-3	令和3年12月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
株式会社 福山 臨床検査センタ ー	広島県福山市草戸町一 丁目23番21号	居宅療養管理指導	エフエムエル広 瀬調剤薬局	安来市広瀬町広瀬 1922-1	令和4年2月28日
		介護予防居宅療養管理指導			
財間 至宏	鹿足郡津和野町後田口 120	居宅療養管理指導	財間歯科医院	鹿足郡津和野町後 田口120	令和4年3月1日
		介護予防居宅療養管理指導			
社会福祉法人 雲南市社会福祉 協議会	雲南市三刀屋町三刀屋 1212番地3	地域密着型通所介 護	デイサービスセ ンターなかの	雲南市三刀屋町中 野280番地1	令和4年3月31日
		第一号通所事業			

島根県告示第434号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社演舞企画	うみいろ波子	江津市波子町イ1255-312	令和4年5月1日

島根県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人亀の子	就労継続支援A型	うどん処おおだ	大田市長久町長久口267 -1	令和4年5月1日
江津コンクリート工業株 式会社	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 アグリプラント甲斐の木	江津市都野津町2307-47	令和4年5月1日

島根県告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人はびねす福 社会	就労移行支援 就労継続支援B型	あゆみの里就労支援事業 所	益田市横田町2087番地1	令和4年3月31日

島根県告示第437号

令和3年島根県告示第750号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町上阿井2334-1、2334-5、2334-32、3443-1	藤原 為一
仁多郡奥出雲町上阿井2334-15、2334-16、2334-51、2334-52	長谷川 薫雄
仁多郡奥出雲町上阿井2334-40	長谷川 トヨコ
仁多郡奥出雲町上阿井2334-51、2334-52、2429-57	藤原 繁則
仁多郡奥出雲町上阿井2429-1	荒木 高雄 眞田 勝治 山本 壽晴
仁多郡奥出雲町上阿井2429-1、2429-59	板持 清美
仁多郡奥出雲町上阿井2504-1、2536-1、2536-2	立石 源太郎
仁多郡奥出雲町上阿井2534-1、2549	立石 正吉
仁多郡奥出雲町上阿井2535、2537、2551	内田 亀太郎
仁多郡奥出雲町上阿井2656-10、2566-2、2674-1	(株) ライフプロジェクト
仁多郡奥出雲町上阿井2567-1、2573-1	桜井 博義
仁多郡奥出雲町上阿井2572-1、2587-9	桜井 博義
仁多郡奥出雲町上阿井2592-8	加納 兼市 鈴木 重太郎 藤原 愛次郎 山本 米市
仁多郡奥出雲町上阿井2598-7、2606-1、2723-12	有限会社 裕愛興産
仁多郡奥出雲町上阿井2607-9、2646-4、2646-6、2723-1	(有) 裕愛興産
仁多郡奥出雲町上阿井2656-2、2656-10、2674-1	瀧村 忍 玉野 明完
仁多郡奥出雲町上阿井2656-10、2674-1	吉田 道義
仁多郡奥出雲町上阿井2692-1、2692-7	高井 修三
仁多郡奥出雲町上阿井2773-2、2774、2775-1	落合 茂房

仁多郡奥出雲町上阿井2775-2	高松 利子
仁多郡奥出雲町上阿井2777-1	河西 昇
仁多郡奥出雲町上阿井2777-2	田部 乙市
仁多郡奥出雲町上阿井3046-1、3047、3087	安部 清
仁多郡奥出雲町上阿井3084-2、3084-3	安部 儀之助
仁多郡奥出雲町上阿井3087	安部 英富
仁多郡奥出雲町上阿井3091-3	若槻 芳信
仁多郡奥出雲町上阿井3143、3144、3145、3146	渡部 忠義
仁多郡奥出雲町上阿井3169-25、3169-26	藤原 敬史

公 告

令和3年3月23日付け島根県報第193号で公告した次の公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に準じ国土交通省国土地理院長から中止に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に準じて公告する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 中止前の作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年6月1日から施行する。

令和4年5月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

先天性代謝異常検査採血料の項の次に次の1項を加える。

新生児マススクリーニング（重症複合免疫不全症、アデノシンデアミナーゼ欠損症、B細胞欠損症、脊髄性筋萎縮症、ムコ多糖症Ⅰ型及びⅡ型、ポンペ病、副腎白質ジストロフィー並びにホモシスチン尿症3型に係る検査に限る。） 1件につき 9,000円